

石 環 審 第 3 号

令和 8 年 7 月 30 日

石狩市長 加 藤 龍 幸 様

石狩市環境審議会

会長 芥 川 智 子

環境影響評価準備書について（答申）

令和 8 年 3 月 27 日付け石環境第 692 号で諮問のありましたこのことについて、
別添のとおり答申します。

記

（仮称）北海道厚田風力発電事業環境影響評価準備書

(仮称) 北海道厚田風力発電事業に係る環境影響評価準備書に関する意見

本準備書及びこれに対する事業者の見解並びにこれまでの審議の内容を踏まえ、当審議会としては、本事業に係る環境影響について一定の評価は認められるものの、環境保全の観点からなお整理及び検討を要する重要な事項が残されていると考える。

このため、当審議会として特に懸念する事項及び配慮が必要と考える事項について、以下のとおり意見を取りまとめる。

1. 総括的事項

- (1) 本準備書及びこれに対する事業者の見解については、各項目に関する追加的な説明が示されているものの、環境影響の低減措置を前提とした内容が中心となっている。

このため、本事業における環境影響と事業計画の考え方、希少種を含む生態系への影響の評価及び不確実性を伴う評価結果の妥当性については、なお検証すべき課題が残る。

- (2) 石狩市の「風力発電ゾーニング計画」(以下、「ゾーニング計画」という。)は、環境保全を優先すべきエリア(以下、「環境保全エリア」という。)と風力発電の導入が可能なエリアを段階的に設定し、市域等における風力発電事業の適地誘導を図り、再生可能エネルギー施策を通じた自律的かつ持続的な地域社会の創造を推進することを目的として策定されたものである。

一方で、本事業は環境保全エリアを含む計画となっていることから、当該計画の趣旨及び目的を十分に踏まえた慎重な判断が求められる。

特に環境保全エリアにおける事業の検討に当たっては、環境影響の低減のみならず、回避の可能性を含めて十分に検討される必要がある。

- (3) 対象事業実施区域(以下、「実施区域」という。)及びその周辺においては、希少猛禽類の生息及び渡り経路が確認されており、さらに既設及び将来計画を含めた風力発電事業が存在・想定されている。このため、生態系への影響並びに累積的な影響については、広域的かつ長期的な観点を踏まえた検討が必要である。

また、生態系への影響の検討に当たっては、希少種の保全のみならず、現存する自然環境そのものの価値についても考慮することが重要であり、生物多様性については種数のみで評価するのではなく、生息環境の質や機能を含め、地域の自然環境全体を総合的に捉える視点が必要である。

- (4) 騒音及び超低周波音、風車の影、動植物、生態系、景観、水環境、防災及び廃棄

物等の各項目については、単に基準適合の有無のみでは評価しきれない地域特性が存在すると考えられる。

また、各予測及び評価結果には一定の不確実性が含まれており、その取扱いについて慎重な検討が必要である。

- (5) 環境影響の評価に当たっては、事後対応だけではなく、可能な限り事前の回避又は低減を優先することが重要である。

- (6) 緑化及び森林再生については、自生種を活用するなど地域本来の生態系の保全及び再生に配慮することが重要である。

また、森林再生の具体的な取組及び長期的な維持管理体制を明確にする必要がある。

- (7) 本事業については、地域住民の間で様々な意見が存在している状況にあることから、環境影響の評価に加え、社会的受容及び地域との信頼関係の構築の観点からの検討が極めて重要である。

そのため、事業者においては、住民説明の実施状況及び意見の内容を適切に整理するとともに、懸念事項への対応状況及び今後の対応方針を具体的に示し、地域住民に対する丁寧な説明及び情報提供を継続的に行う必要がある。

また、形式的な説明にとどまらず、懸念事項に対する具体的な対応内容が理解されるよう、実質的な対話を行うことが重要である。

- (8) 住民理解の形成状況及び対応結果については、環境影響評価書において客観的かつ具体的に示されることが重要である。

以上を踏まえ、本事業に係る環境影響については、以下に示す個別的事項に十分配慮し、環境保全上の懸念に対する検討結果及びその根拠が評価書において適切に示されることが必要である。

2. 個別的事項

(1) 立地及びゾーニング計画

ア 実施区域が環境保全エリアを広く含む計画であることから、当該区域において事業を実施することについて環境保全上の観点から懸念が残る。

イ 本事業とゾーニング計画との整合性について慎重な検討が必要である。

また、事業者が実施した独自調査結果をもって、本事業の実施が可能であるとする考え方については、調査規模や評価手法の違いを踏まえると、その妥当性に懸念

が残る。

(2) 鳥類（多様性及び草原環境）

ア 実施区域における鳥類の多様性が低いとする評価については、調査地点ごとの植生条件の違いが評価結果に影響している可能性があり、評価手法及び評価結果の妥当性について十分な検証が必要である。

また、種数や多様度指数のみを重視した評価では、希少種の保全上の重要性や生息環境の質及び機能が正當に評価されないことが懸念される。

イ 本地域においては草原環境が重要な生息地のひとつとなっていることから、種数のみで評価するのではなく、草原性鳥類の生息環境としての機能及び質を踏まえた評価が必要であり、草地改変により草原性鳥類の生息環境の連続性や利用状況に影響が生じることが懸念される。

ウ 重要種ごとの影響については、影響の程度や評価の条件及び根拠が十分に明らかになっていない点があり、評価結果の妥当性について慎重な検討が必要である。

エ 本事業による影響が他の風力発電事業と重なることにより、移動経路の阻害や生息環境の分断が生じる可能性があり、累積的な影響が懸念される。

(3) 猛禽類

ア オジロワシについては、年間一定数の衝突が予測されており、その予測結果を踏まえると、当該施設の稼働に伴う猛禽類の衝突により、地域個体群に与える影響が懸念される。

イ 当該影響を許容可能とする事業者の考え方については、科学的根拠が明確に示されているか慎重に検証する必要がある。

ウ 検知システムによる影響低減が計画されているものの、検知距離、検知率、停止までに要する時間及び回避可能性に関する具体的なデータや実証例が十分に示されておらず、その実効性については不確実性が残る。

また、当該システムが適切に機能しなかった場合の対応方針や影響回避の確実性についても十分な検討が必要である。

エ 検知システムの設置基数、設置位置及びカバー範囲については、未カバー区域が存在しており、対象種の行動特性を踏まえた配置計画となっているか懸念が残ることから、その妥当性については慎重な検証が必要であり、影響低減措置として十分な効果が期待できるか慎重に判断することが必要である。

オ オジロワシの衝突予測は実施区域の西側で、ノスリの衝突予測は東側で高い傾向にある。

また、実施区域内のほぼ中央にはハチクマの営巣地があり、隣接する地域にはオオタカ及びハイタカの営巣地が確認されている。猛禽類の繁殖を阻害せず、かつ衝

突を回避するため、風力発電設備の配置計画及び設置基数の見直し等を含め、影響を回避又は低減する対策について十分に検討することが必要である。

カ 猛禽類については、年間一定数の衝突が予測されていることや繁殖個体群の保全の観点から、越冬期のみならず、繁殖期や渡り期における利用状況にも十分配慮し、必要に応じて風力発電設備の稼働制限を含めた影響低減措置について検討することが必要である。

キ 他事業との累積的な衝突リスクの増加についても配慮が必要であり、広域的な観点からの検討が必要である。

(4) 騒音及び超低周波音

ア 騒音及び超低周波音の予測について、気象条件、地形条件及び地表面の状況等の変動要因による影響が適切に反映されているか不明な点があり、不確実性が残る。

イ 予測条件における遮蔽物の取扱いについて、その妥当性及び適用範囲に慎重な検討が必要である。

ウ 施設稼働後の騒音及び超低周波音については、苦情発生後の対応だけでなく、必要に応じて事後調査を実施するなど、継続的な環境管理が重要である。

エ 他事業との累積的な騒音影響についても懸念があり、十分な検討が必要である。

(5) 水環境及び防災

ア 豪雨等の異常気象時における濁水流出については、近年の豪雨の頻発・激甚化を踏まえると、その影響を適切に予測することには限界があり、水環境への影響について慎重な検討が必要である。

イ 沈砂池の処理能力について、降雨強度の変化及び機能の限界を踏まえた検討が必要であり、確実に機能が確保されるかについて懸念が残る。

ウ 河川水量への影響については、地下水への影響にとどまらず、流域全体の水環境及び長期的な水循環の観点から慎重な検討が必要である。

エ 実施区域における盛土及び造成が計画されていることから、豪雨時における土砂及び濁水の流出が懸念される。流域下流部の河川環境並びに海域及び漁業への影響に配慮し、流域全体を視野に入れた監視体制及び事後対応を含めた対策が必要である。

(6) 動物（哺乳類等）

ア 風力発電設備及び関連設備の建設により、シカ・ヒグマ等について、生息環境の改変や移動経路の変化が行動圏へ影響を及ぼすことが懸念される。

イ シカ・ヒグマ等について、農地への出没等が地域生活に及ぼす影響についても懸念が残る。

(7) 風車の影

- ア 風車の影については予測が示されているものの、予測に用いた地形条件、遮蔽物の取扱い及び居住環境との関係について、その前提条件及び適用範囲を明確化する必要があり、予測結果の妥当性について慎重な判断が必要である。
- イ 影響の程度については、単に年間発生時間の数値のみによる評価にとどまらず、日照条件、時間帯及び居住環境への影響を踏まえた実態的な影響の程度について整理することが必要である。
- ウ 風車の影による生活環境への影響については、苦情発生後の対応だけではなく、事前に影響の回避又は低減を図る観点から配置計画等の検討を慎重に行う必要がある。
- エ 予測及び評価には不確実性が含まれており、その影響範囲について十分な配慮が必要である。

(8) 景観

- ア 景観については地域住民に限らず、石狩市の景観を大切に思う市民及び利用者も重要な関係者であることから、多様な視点を踏まえた配慮が必要である。
- イ 景観への影響については、可視範囲や視認性のみならず、地域の自然環境と一体となって形成されている景観資源の価値に配慮するとともに、その影響の程度について慎重な評価が必要である。

(9) 廃棄物等（残土処理を含む）

- ア 造成工事に伴い発生する残土について、処理方法や処理場所の妥当性を含め慎重な検討が必要である。
- イ 残土の実施区域内処理を行う場合においては、動植物への影響、表土の流出及び降雨時の濁水発生等の環境影響が懸念される。
- ウ 残土の堆積による地形改変が水環境及び生態系に与える影響について検証が必要であり、長期的な管理方法及び安全性の確保に関する考え方を明確にすることが重要である。
- エ 廃棄物全般について、発生量の抑制、再利用及び適正処理の考え方が重要である。
- オ 廃棄物及び残土処理に係る影響評価については、発生量、処理方法及び処理場所等の評価となる条件並びに不確実性を整理し、その課題及び対応方針を明確にすることが重要である。

(10) 住民理解

ア 住民の間では賛否を含む様々な意見が示されており、地域理解の状況についてはなお慎重に受け止める必要がある。

イ 今後の合意形成の進め方については極めて重要であり、地域住民との十分な対話を継続し、信頼関係の構築に努めるとともに、地域住民の理解が得られる事業計画とすることが重要である。